

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、平成25年5月23日付け24医大健第59号で行った、公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成25年5月8日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して「①平成24年度の県民健康管理調査に関して福島県に提出した実施報告などの文書、②平成24年度実施の甲状腺検査の市町村別の結果がわかるもの、③平成24年度実施の甲状腺検査の個別の判定結果のわかるもの（検査を行った個人名、年齢、性別、付番されている番号など直接的な個人識別性のある情報を除く）」との内容で公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成25年5月23日付けで、本件開示請求に対応する公文書として、「甲状腺検査（一次検査）実施状況（2013年3月27日現在）」等を特定しこれらを開示するとの決定並びに「甲状腺検査（一次検査）の判定区分別（結節・嚢胞）による集計（平成25年4月17日現在）」（以下「本件公文書1」という。）、「甲状腺検査（二次検査）実施状況（平成23年度実施対象市町村）（平成25年4月8日現在）」（以下「本件公文書2」という。）、及び「甲状腺検査（二次検査）実施状況（平成24年度実施対象市町村）（平成25年4月8日現在）」（以下「本件公文書3」という。）を特定し、以下に掲げる部分について条例第7条第6号に該当するとして一部開示にするとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
 - (1) 本件公文書1中、開示しない部分
市町村別の結果確定数、結果確定数の判定区分別人数及び割合並びに結果確定数に対する結節・嚢胞の人数及び割合
 - (2) 本件公文書2中、開示しない部分
市町村別の二次検査実施者及び二次検査終了者
 - (3) 本件公文書3中、開示しない部分
市町村別の二次検査実施者及び二次検査終了者
- 3 異議申立人は、平成25年7月25日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立ての理由は、異議申立書によると次のとおりである。
 - (1) 実施機関が一部開示とした3件の資料は、平成25年6月5日に開催された「県民

健康管理調査」検討委員会（以下「検討委員会」という。）において同様の資料が配付され、すでに福島県のホームページでも公表されているものであり、一次検査の市町村別の判定区分等の情報も、二次検査の実施状況も非公開の情報ではなく、公表情報との取扱いがなされている。

- 本件公文書と検討委員会の配付資料は集計時点が異なるから、合計人数を比較して一見して人数が異なることが分かるものである。実施機関は「途中経過」の情報であることを不開示の理由としているが、検討委員会での発表時点に比べてそれ以前の集計情報である点で、確かに「途中経過」ということも可能であろうが、何をもって「途中経過」としているのかが不明である。検討委員会での発表に至るまでが途中経過であるとするならば、それは会議開催の都合にすぎず、不適當である。
- (2) 本件公文書と検討委員会の配付資料はそれぞれ集計時点が明示されており、どの段階の情報であるかが明らかであり、またいずれもその集計時点での集計結果を客観的に表したものである。

したがって、これらを開示することにより、検査結果について誤った判断や認識により無用な不安を招き、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすような蓋然性はない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件公文書を一部開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び口頭での理由説明を総合すると次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書1は市町村別に集計した甲状腺検査一次検査の結果がわかる資料であり、本件公文書2及び3は市町村別に集計した甲状腺検査二次検査の結果がわかる資料であって、一次検査を平成23年度に実施した市町村及び平成24年度に実施した市町村それぞれについて作成したものである。

2 条例第7条第6号の該当性について

本件公文書のうち不開示とした情報は市町村別の集計結果であり、条例第7条第6号に該当する。その理由は次のとおりである。

- (1) 甲状腺検査の一次検査は、平成23年3月時点の空間放射線量が高かった市町村から実施しており、小中学校の生徒は学校で検査を行い、未就学児や学生、社会人は公共施設等を借り上げて実施していることから、小中学生の受診は学期中に集中し夏休み等の長期休暇期間中は少ないなど時期により受診者の年齢層に偏りが生じる。

そのような中で、その年度に検査を実施している市町村の結果が出そろわない任意の時期の市町村別の情報を開示すると、仮にある市町村において特定の判定が高い割合を示した場合、その年度に実施している地域全体を比較した数値の評価がなされず、誤った判断や認識により特定の市町村に対し無用の不安や誤解が高まることが考えられる。それにより、市町村から今後の協力が得られなくなるおそれや、受診者が不安を抱き検査への協力が得られなくなるおそれがある。

- (2) 県民健康調査の進捗状況や調査結果は、県が設置した検討委員会に提示して専門

的見地から多角的に議論していただくと同時に県民に公表することとしている。仮に請求の都度開示するとなれば、数値のみが一人歩きし、誤った理解、認識、判断等を引き起こし、受診者や県民等に無用の不安や混乱を招くことが懸念され、甲状腺検査事業の円滑な遂行にも支障を及ぼしかねない。

- (3) 年度途中の経過的な集計結果は、暫定的なものとして作成したものであり、精度や正確性の点で、県民に公表又は提供するには至っていない、いわば未成熟な資料であり、開示することにより県民健康調査の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が実施している県民健康調査の甲状腺検査について、検査結果を市町村別に集計したものであり、本件公文書1には市町村名、受診者数、結果確定数、結果確定数の判定区分別人数及び割合、結果確定数に対する結節又は嚢胞の人数及び割合等が、本件公文書2及び3には市町村名、一次検査実施者数、二次検査対象者数、二次検査実施者の年齢区分別人数、二次検査終了者の結果別人数、二次検査実施者数（のべ人数）等が記載されている。

2 条例第7条第6号の該当性について

実施機関が不開示とした情報は、実施機関が実施している県民健康調査の甲状腺検査に関するものであるので、条例第7条第6号本文の「地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」に該当する。

次に、当該情報を公にすることによって「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められるかを検討する。

(1) 条例第7条第6号の趣旨について

本号は、県の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務若しくは事業の公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものと解される。

なお、監査、交渉その他の反復的継続的な性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることがあり得ることから、これらの事務又は事業についても本号の適用を受けるものである。

しかしながら、本号で規定する「支障」の程度については、名目的なものではなく実質的なものが求められ、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されると解される。

(2) 甲状腺検査について

甲状腺検査は、福島県が実施している県民健康調査の一環として、震災発生時18歳以下であったすべての県民（約36万人）を対象として実施されているものである。検査では、まず超音波検査により甲状腺の状態を確認し（一次検査）、その結果詳細な検査が必要とされた者に対して血液検査、尿検査等（二次検査）が行われる。

検査は長期的に行われる予定であり、まず先行検査として平成23年10月から平成26年3月までに全対象者の検査を行い、その後本格検査として対象者が20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに継続して実施する計画となっている。

(3) 検査結果の公表について

福島県のホームページに掲載されている検討委員会の資料から甲状腺検査結果の公表状況について確認すると、平成25年2月23日に開催された第10回検討委員会までは、検査結果を実施年度ごとに合計した情報のみが掲載され、市町村別の集計値は掲載されていなかったが、平成25年6月5日に開催された第11回検討委員会以降は、検討委員会の都度、市町村別の集計値も掲載されていた。

非公表としていた情報をこのように公表することとした理由について実施機関に確認したところ、検査開始から約1年半が経過し、検査に対する県民等の関心の高さ、市町村からの情報提供の要請等を踏まえ、検討委員会で数値の意味や内容等について十分な議論、評価をいただきながら公表することとしたとのことであった。

なお、本件処分時（平成25年5月23日）と公表時（平成25年6月5日）が近接しているため、本件処分時における実施機関の対応を聞いたところ、検討委員会で市町村別内訳を公表する方向で資料の調整を進めていたが、最終決定前であり異議申立人には公表予定であることを伝えていないとの回答であった。

(4) 本件処分時における判断の妥当性について

ア 実施機関は、年度途中の任意の時期の集計結果を開示すると、その年度に実施している地域全体を比較した数値の評価がなされず、誤った判断や認識により特定の市町村に対し無用の不安や誤解が高まることが考えられると主張する。

甲状腺検査が原発事故を受けて実施されている前例のない調査であることを考慮すれば、特に検査開始後の初期の段階においては、特定の判定が特定の市町村のみに見られるなどした場合に様々な憶測や不安が生じることは確かに予想される。

しかしながら、審査会が本件公文書と平成25年6月5日の検討委員会で公表された資料を比較検討したところ、集計時点が異なるため当然のことながら数値の変動が見られるが、各項目における該当人数の割合などに大きな差は認められなかった。そのため、年度途中の情報であるから開示できないとする実施機関の主張は受け入れられない。

イ 次に、実施機関が、集計結果の公表に当たっては、数字が一人歩きし、誤った理解、認識、判断等が生じ、受診者等に無用の不安や混乱を招くことが懸念されるため、検討委員会で議論されることが必要であると主張していることについて検討する。

甲状腺検査の目的は長期的に子どもの健康を見守ることとされており、そのためには対象者が長年に渡り受診を継続することが必要であると言える。この点について実施機関は、対象者全員に受診してもらうことを目標として取組んでおり、受診率が低下すると検査の目的である子どもの健康を見守ることに支障が生じると説明している。

確かに受診率への影響の点から言えば、集計結果が公表されると、その数値に

対し様々な受け止め方をされることが予想され、受診の必要がないと感じる対象者が出てくることも考えられる。また、全国的に非常に多くの注目が寄せられている調査であるが故に、集計結果を公表した際の反響は大きく極端な考えや誤解も生じ易い。そしてそれらが対象者やその家族の検査に対する考え方に影響を与えることも否定できない。

そのため、集計結果の公表と併せ、専門的知識を有する外部の委員による議論を経ることにより、より客観的な数値の捉え方や意味合いを伝えようとする実施機関の意図は理解できるところである。

ウ 甲状腺検査の結果について、特に被ばく線量と甲状腺がんの因果関係の有無や市町村別に一定の傾向が認められるか否かについては、非常に高い関心が寄せられており、本件公文書のように市町村別の集計結果が記載された資料は検査開始当初から情報提供の求めが多かったものと考えられる。一般に、公表を望む声が多く、それが客観的なデータであるならば、可能な限り速やかに公表されることが望ましく公表による利益も大きいと言える。

しかしその利益を踏まえたとしても、本件は単なる客観的なデータだけではなく評価や解釈を求められるデータも含むという性質があり、その評価や解釈も確立しているとは言えないことから、開示することによって対象者の行動や考え方に影響を与える具体的なおそれがあったと考えざるを得ない。

エ これらを踏まえると、受診者の減少は、例え少数であってもさらなる受診率の低下を招くなど調査の根幹に関わる問題となり得るものであると考えられるため、当時としては、本件公文書を開示することにより、子どもの健康を長期に渡り見守るという甲状腺検査本来の目的の達成が損なわれるおそれがあったと認められる。

3 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 要望

実施機関が行った当時の不開示とした決定に対する審査会の考えは上記のとおりであるが、本件は依然として県民のみならず国民的な関心が高いことから、情報の速やかな公表が期待されるところである。実施機関は、平成25年6月から検討委員会が開催される都度市町村別の集計結果を公表するなど対応しているところではあるが、検査の進捗状況等を踏まえ、引き続き公表のあり方について検討されることを望むものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------------------|--|
| 平成25年9月27日 | ・ 諮問書受付 |
| 平成25年10月1日 | ・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求 |
| 平成25年10月29日 | ・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出 |
| 平成25年10月31日 | ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求 |
| 平成26年10月29日 (第225回審査会) | ・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議 |
| 平成26年11月19日 (第226回審査会) | ・ 実施機関から一部開示決定理由について聴取 ・ 審議 |
| 平成26年12月17日 (第227回審査会) | ・ 審議 |
| 平成27年1月27日 (第228回審査会) | ・ 審議 |
| 平成27年2月25日 (第229回審査会) | ・ 審議 |

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名 | 現 職 等 | 備 考 |
|--------|---------------------|---------|
| 五十嵐まりい | 国際交流団体 代表 | |
| 阪本 尚文 | 国立大学法人福島大学行政政策学類 講師 | |
| 丹野 豊子 | 行政書士 | |
| 千葉 和彦 | 弁護士 | 会長職務代理者 |
| 富田 哲 | 国立大学法人福島大学行政政策学類 教授 | 会 長 |